

## 質疑の状況について

## ＜質問と質疑の区分の有無＞

併せて行う	37 県					
区分して行う	8 県					
	＜平成 27 年：質疑人数＞					
	6 定	9 定	12 定	2 定	合計	備考
青森県	6	5	6	10	27	
岩手県	1	2	1	1	5	
東京都	0	0	0	0	0	
三重県	4	7	3	6	20	定例会は 年 1 回
京都府	0	0	0	0	0	
徳島県	0	0	1	0	1	
宮崎県	0	1	0	0	1	
熊本県	1	2	0	1	4	
その他	2 県（質疑は行っていない。）					

質問と質疑の区分の有無について

併せて行う	<p>37 県</p> <p>事例①「日程第 1、議案第 1 号ないし第 2 号及び報告第 1 号を一括議題とし、これより質疑並びに一般質問を行います。順次発言を許します。通告順により〇〇〇〇君。」</p> <p>事例②「ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第 1、一般質問とをあわせて行います。質疑、質問は、順序に従い許します。〇〇〇〇君。」</p> <p>事例③「これより質疑を行います。この際、お諮りいたします。会議規則第〇条の規定による県の一般事務に関する質問をあわせて許可いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。」          [「異議なし」と呼ぶ者あり]          「御異議ないと認めます。よって、さように決めます。発言は、通告に基づき順次議長より指名いたします。まず、〇〇〇〇君。」</p>
区分して行う	<p>8 県（青森県、岩手県、東京都、三重県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県、岩手県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県 ：一般質問終了後、委員会付託前</li> <li>・東京都：議案上程、提案理由説明の終了後 委員会付託前</li> <li>・三重県：議案上程、提案理由説明の終了後 一般質問実施前</li> </ul>
その他	<p>2 県（秋田県、奈良県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑は行っていない。</li> </ul>